

6. 策定経緯

日付	会議等	内容
令和6年11月20日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン策定の概要 ・本市の現状・課題 ・都市計画マスタープラン改定に向けた方向性
令和7年3月13日	第1回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン策定の概要 ・本市の現状・課題 ・市民アンケート結果 ・都市計画マスタープラン改定に向けた方向性 ・将来都市像
令和7年3月27日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生及び保護者アンケート結果 ・将来都市像
令和7年8月18日	第2回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・将来都市像 ・分野別方針
令和7年8月19日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・将来都市像 ・分野別方針
令和7年10月6日	第3回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別方針 ・地域別方針 ・実現化方策
令和7年10月20日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別方針 ・地域別方針 ・実現化方策
令和8年1月29日 ～2月12日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書全体
令和8年2月10日	第4回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書全体
令和8年2月16日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書全体
令和8年2月27日	諮問・答申	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書全体

7. 策定組織

■稲敷市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定による稲敷市都市計画マスタープラン(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定を行うため、稲敷市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの立案に関すること。
- (2) 都市計画マスタープランの立案及び見直しのために必要な調査研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画マスタープランに関し必要な事項。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者及び市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 稲敷市に在住または在勤する者から公募により選任された者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定をもって終了するものとし、前条第1号に掲げる市議会議員及び第2号に掲げる関係行政機関の職員については、その職を去ったときは委員の資格を失うものとする。

ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号の委員の中から市長が任命し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、当該会議の議長となる。ただし、初回に限っては市長が招集を行う。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討会)

第7条 策定委員会に、第2条の所掌事項についての事前検討を行うため、稲敷市都市計画マスタープラン庁内検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(検討会の組織)

第8条 検討会の会員は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(検討会の任期)

第9条 会員の任期は、都市計画マスタープランの策定をもって終了する。

(検討会の会長及び副会長)

第10条 検討会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充て、会長は検討会の会務を総理する。
- 3 副会長は、都市計画所管部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会の会議)

第11条 検討会の会議は、会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条 策定委員会及び検討会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び検討会の運営に関し必要な事項は、委員長及び会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月30日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、都市計画マスタープランの策定を終えた日をもって、その効力を失う。

附 則(令和7年4月1日改正)

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第8条関係)(令和7年4月1日改正)

職名
市長公室長
政策企画課長
特定事業推進課長
危機管理監
地域振興部長
農政課長
産業振興課長
市民生活部長
環境課長
土木管理部長
建設課長
上下水道課長
教育部長
教育政策課長
学務管理課長
農業委員会事務局長

■稲敷市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属	備 考
梅本 通孝	筑波大学准教授 稲敷市都市計画審議会会長	委員長
井川 一幸	株式会社井川建築設計事務所 稲敷市都市計画審議会副会長	副委員長
根本 脩	稲敷市農業委員会会長 稲敷市都市計画審議会委員	
高須 耕一	稲敷市商工会会長 稲敷市都市計画審議会委員	
岡沢 亮一	稲敷市議会議員 稲敷市都市計画審議会委員	
高野 貴世志	稲敷市議会議員 稲敷市都市計画審議会委員	
篠田 純一	稲敷市議会議員 稲敷市都市計画審議会委員	
中村 三郎	稲敷市議会議員 稲敷市都市計画審議会委員	
井上 和則	竜ヶ崎工事事務所長 稲敷市都市計画審議会委員	令和6年度まで
寺家 喜重	竜ヶ崎工事事務所長 稲敷市都市計画審議会委員	令和7年度より
竹内 美穂	公募により選出	
加藤 洋子	公募により選出	
江連 聡子	公募により選出	
根本 礼子	公募により選出	
為国 孝敏	稲敷市公共交通協議会副会長	

8. 諮問・答申

■ 諮問書



稲産第54号
令和8年2月27日

稲敷市都市計画審議会
会長 梅本 通孝 殿

稲敷市長 箕 信太郎



都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1. 第2次稲敷市都市計画マスタープラン（案）について

以上

■答申書



令和8年2月27日

稲敷市長 寛 信太郎 殿

稲敷市都市計画審議会
会長 梅本 通孝



令和8年2月27日付稲産第54号をもって諮問のあった第2次稲敷市都市計画マスタープラン（案）について、審議した結果、下記のとおり答申します。

記

第2次稲敷市都市計画マスタープラン（案）は、次の付帯意見を付して案を適当であると認める。

（付帯意見）

- 1 マスタープランを策定することが目的ではなく、マスタープランに基づき、まちづくりに係る関係機関や各種団体等との連携を図りながら、着実な政策や事業等の推進に努められたい。
- 2 社会情勢などの変化により、まちづくりの方針や施策等の変更が必要となった際には、適宜見直しを実施されたい。

9. 市民参加の状況

(1) 市民アンケート

対象	無作為に抽出した稲敷市に居住する18歳以上の2,160人
期間	2024(令和6)年9月11日から令和6年10月15日
調査方法	郵送及びWebによる調査
回収数	645票(郵送:473票、Web:172票)
回収率	29.9%

(2) 中学生及び保護者アンケート

対象	稲敷市内の中学校に通う中学2年生及びその保護者
期間	2025(令和7)年1月29日から令和7年2月12日
調査方法	Webによる調査
回収数	中学生:205票、保護者:71票

(3) 市民ワークショップ

テーマと内容	稲敷-INASHIKI-でのこれからの暮らしを考える市民ワークショップ ①稲敷市の魅力や課題を見つけよう！ ②自分の理想の暮らしを描こう！ ③理想の暮らしの実現に向けて考えよう！ ※同時開催：稲敷市地域公共交通計画に関する高校生ワークショップ
参加者	市民21名(公募)
開催日	2025(令和7)年8月3日
開催場所	稲敷市役所3階331会議室



(4) パブリックコメント

意見募集期間	2026(令和8)年1月29日から令和8年2月12日まで
募集結果	意見提出者数:0人 意見件数:0件

10. 用語集

【あ行】	
アイデンティティ	自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと
アグリビジネス	農業(Agriculture)とビジネス(Business)を掛け合わせた造語で、農産物の生産だけでなく、加工、流通、販売、資材供給、農業技術支援など農業に関連する一連のビジネス活動全体
イノベーション	革新的な技術や発想によって新たな価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらす取組
インバウンド	観光において、外国人旅行客が日本を訪れること、またはその旅行客のこと
エリア交通	予約制乗合タクシーなど、特定の地域(エリア)に限定された範囲において住民や来訪者の移動を支える交通手段
【か行】	
開発行為	主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う、土地の区画形質の変更を行うこと
過疎地域	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域
基幹的公共交通機関	30本/日以上以上の運行頻度(概ねピーク時片道3本以上に相当)の鉄道駅及びバス停
緊急輸送道路	災害直後から発生する応急活動や緊急輸送を円滑に実施するための道路のことで、高速自動車国道や一般国道、これらの道路と連絡する幹線的な道路や防災拠点と相互に連絡する道路
区域区分	「線引き」とも言われ、市街化区域と市街化調整区域の区分のことで、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要に応じて定める
区域指定	市街化調整区域内に区域を指定し、既存集落の維持・保全を目的に、住宅や一定の小規模店舗などの立地が許可の対象となる制度
グリーンファイナンス	企業や自治体が環境問題の解決に貢献する事業(再生可能エネルギーの導入や廃棄物削減、生物多様性確保等)に対して、金融面での支援を受ける仕組み
建築協定	建築基準法で定められた基準に加え、地域住民が自ら定めた建築ルールを守ることで、良好な街並みや住環境を維持するための制度
コンパクト・プラス・ネットワーク	住宅や医療・福祉・商業などの生活サービス施設がまとまって立地し、住民が公共交通や徒歩などによりこれらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの考え方
【さ行】	
サステナブルファイナンス	持続可能な社会の構築に向けて、投資家や金融機関が環境問題や社会問題に貢献する企業に金融面で支援を行うこと
(道路や公園の)里親制度	道路や公園を「里子」に、管理を支援する市民ボランティア団体等を「里親」に見立て、市民が道路や公園の維持管理や美化活動等を行なうことに対して、市が支援する制度
市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域であり、具体的には、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域
自然環境保全地域	自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域
指定管理者制度	地方公共団体が公共施設の管理運営を民間の事業者や団体に委ねる制度で、民間事業者のノウハウを活用することで、住民サービスの向上と経費削減を図ることを目的としている
指定緊急避難場所	災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所で、異常な気象ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を市が指定する
指定避難所	災害等により、居住場所を確保できなくなった方を収容する施設であり、救護・復旧等の活動を行うための拠点となるもので、市が指定する
シティプロモーション	内外に地域の魅力を発信することでイメージを高め、ヒト・モノ・カネを呼び込み、地域経済の活性化につなげる活動
シビックプライド	地域への愛着や誇りと当事者意識
スキーム	ある目標の達成に向けた具体的な方法や枠組み
ストック	今までに整備されてきた公共施設や建築物をはじめとした資源
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業
【た行】	
地域森林計画対象民有林	都道府県知事が策定する地域森林計画の対象となる森林で、個人や法人、地方公共団体が所有する森林が対象であり、伐採などを行う際には都道府県知事の許可や市町村長への届出が必要となる
地域地区	都市計画区域内を土地利用の目的によって区分し、建築物等の基準を定めることで土地の合理的な利用を図るための都市計画
地区計画	一定のまとまりのある地区を対象に住民の意向を反映しながら地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりの計画を定め、建物を規制・誘導し、住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための都市計画制度
つくば霞ヶ浦りんりんロード	旧筑波鉄道の廃線敷と霞ヶ浦を周遊する湖岸道路を合わせた全長約180kmのサイクリングコースで、霞ヶ浦などの水郷地域や筑波山地域などの豊かな自然や風景、鹿島神宮に代表される歴史・文化的資産など様々な地域の魅力を楽しむことができる
特定用途制限地域	用途地域が指定されていない非線引き都市計画区域において、周辺環境に影響を与えかねない建物の建築を制限する地域
都市計画基礎調査	概ね5年毎に国土交通省令で定める事項について、都市計画区域の現状及び将来の見通しを調査するものであり、区域区分や地域地区の見直しや、市街地開発事業、各種都市計画の検討のための調査
都市基盤施設	都市の産業や生活などを維持するために必要となる道路、公園、河川、上下水道、鉄道などであり、インフラストラクチャーとも称する
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として県知事が指定する区域
都市計画道路	主に都市間や市街間、市街地内等を連絡する等、都市における骨格的な道路であり、都市計画法に基づいて都市計画決定する
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的に土地利用や都市施設の整備など都市計画の内容、その決定手続き及び都市計画制限などについて定めた法律

都市公園	都市公園法に基づき地方公共団体や国が設置する公園や緑地
都市施設	都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設を指し、例としては道路、公園、河川、上下水道などがある また、これらの都市施設を都市計画において位置や区域等を定めたものを、都市計画施設と称する
【な行】	
ナショナルサイクルルート	日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートとして、一定の水準を満たすルートを国土交通省が認定するもので、現在までにつくば霞ヶ浦りんりんロードをはじめとして6ルートが指定されている
【は行】	
ハザードエリア	浸水や土砂災害など、災害時に被災の恐れが大きい区域
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置を表示した地図
パブリックコメント	市民意見を行政施策に反映するための仕組みであり、本市では市の重要な事案等を策定する過程で内容等を公表し、広く市民から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する手続き
ヒューマンスケール	人間の感覚や行動に適合した、適切な空間の規模やものの大きさ
フィールド・ミュージアム	その土地の歴史・風土・文化そのものを博物館または美術館に見立て、住んでいる人と訪れた人が互いに価値を発見していく仕組み
福祉避難所	段差の解消やスロープの設置、ラジオ、テレビ、電光掲示板等の情報関連機器の設置など、避難所高齢者、障がい者等の要援護者が安心して生活ができる体制を整備した避難所
【ま行】	
マイ・タイムライン	災害時における住民一人ひとりの行動計画であり、台風等の接近による大雨によって河川の推移が上昇するときに、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、ノートなどに作成したもの
盛土規制法 (宅地造成及び特定盛土等 規制法)	大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していることから、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するために宅地造成等規制法を改正する形で令和5年5月に施行された法律 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定するもので、茨城県では全域が規制区域に指定されている
【や行】	
用途地域	都市計画法に基づく制度の一つで、建築可能な建物の種類や規模を定め、その地域の特性に応じた適切な土地利用を促すためのもの 住居系・商業系・工業系に大別され、13種類の用途区分が存在する
【ら行】	
緑地環境保全地域	緑地や池沼などが市街地や既存集落と一体となって良好な自然環境を形成している土地や、歴史的、文化的、社会的資産と一体となって良好な自然環境を形成している土地の中から自然環境を保全することがとくに必要などところについて指定する地域
6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組

【アルファベット】	
AI	Artificial Intelligence の略で、「人工知能」と訳され、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術
DX	Digital Transformation の略で、デジタル技術を活用して、企業や組織のビジネスモデルや組織文化そのものを変革し、競争上の優位性を確立する取組
GX	Green Transformation の略で、化石エネルギーに依存している経済・社会・産業の構造を、非化石エネルギー中心の構造に転換し、脱炭素社会と経済成長を両立させる取組
ICT	Information and Communication Technology の略で、「情報通信技術」と訳され、コンピューターを使った情報処理や通信技術の総称
NPO	Non-Profit Organization の略で、「非営利組織」と訳され、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称
PDCA サイクル	P(Plan：計画)、D(Do：実行)、C(Check：確認)、A(Action：見直し)の流れにしたがって継続的に改善する仕組みによって事業や施策を効果的に実施する方法
PFI	Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
PPP	Public Private Partnership の略で、公共事業を公共団体と民間が連携して行う仕組み
SNS	Social Networking Service の略で、個人やグループがインターネット上でつながり、相互に情報やコンテンツを共有できるサービス
UIJ ターン	Uターン・Iターン・Jターンの総称で、Uターンとは、生まれ育った地元から別の地域へ移住し、再び地元へ戻ってくること、Iターンとは、生まれ育った地元とは別の地域に移住すること、Jターンとは、生まれ育った地元から別の地域へ移住した後、地元に近い地方都市などに移り住むこと